

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

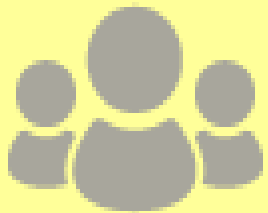
学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域

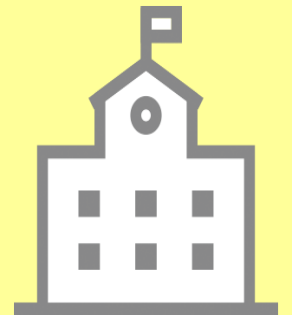


学校



- ◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
- ◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

情報共有

地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

※社会教育法第9条の7

委嘱

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等
を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見



地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など

教職員の
任用

学校運営
意見

任命

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



学習支援（地域未来塾）

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

【学校運営協議会の意義】 (平成16年中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」等より)

学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、

- ① **学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させる** <ガバナンスの強化>

とともに、

- ② 保護者、地域住民等の協力を得て、**地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりや、児童生徒、学校及び地域を取り巻く課題解決を図る**
<地域の人的・物的資源の活用>

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

（例）埼玉県戸田市

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

（例）鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和6年5月1日
時点

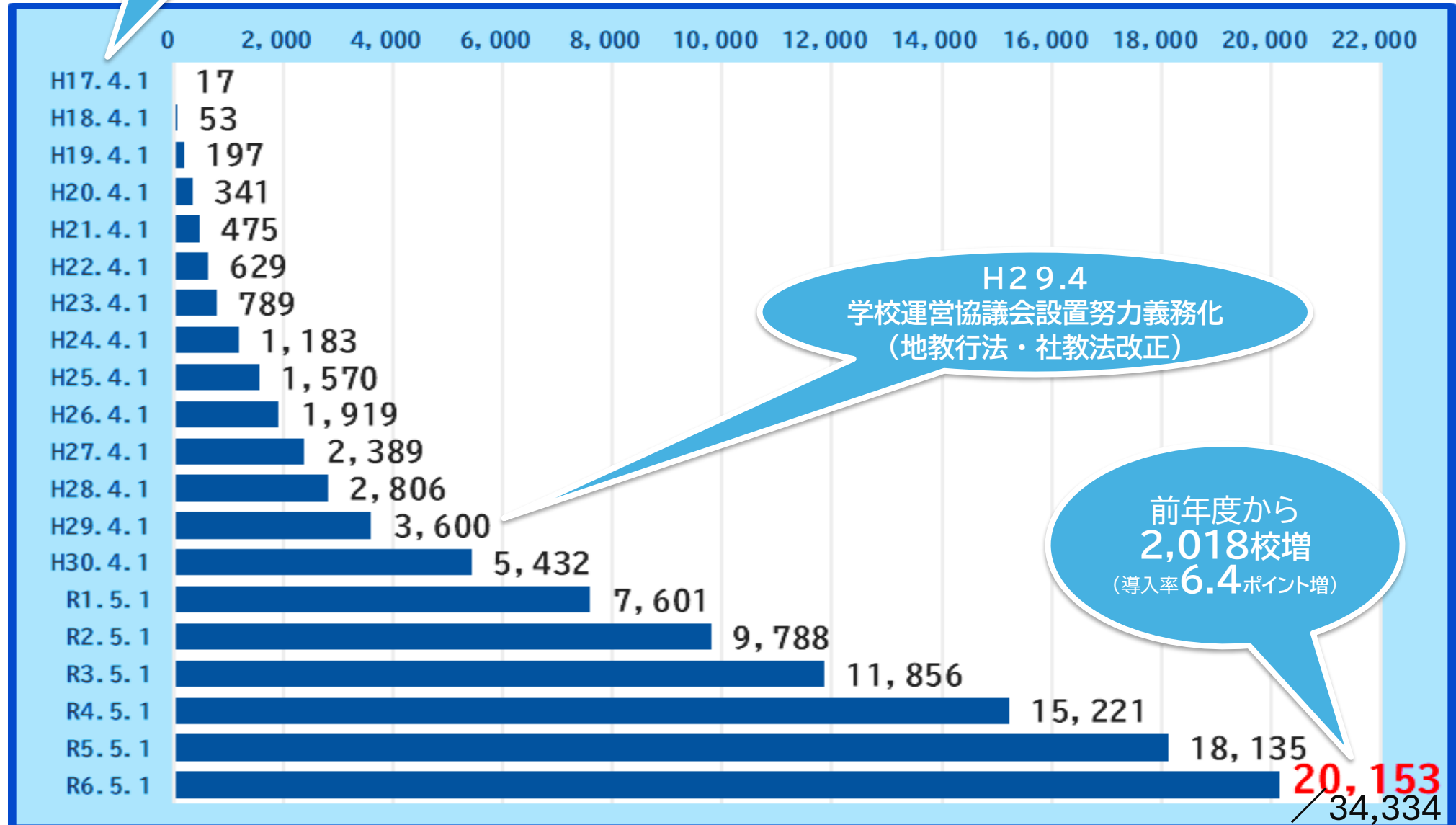
H16.9
学校運営協議会制度創設
(地教行法改正)

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334 校
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数

(文部科学省調べ)



(文部科学省調べ)

都道府県別導入率

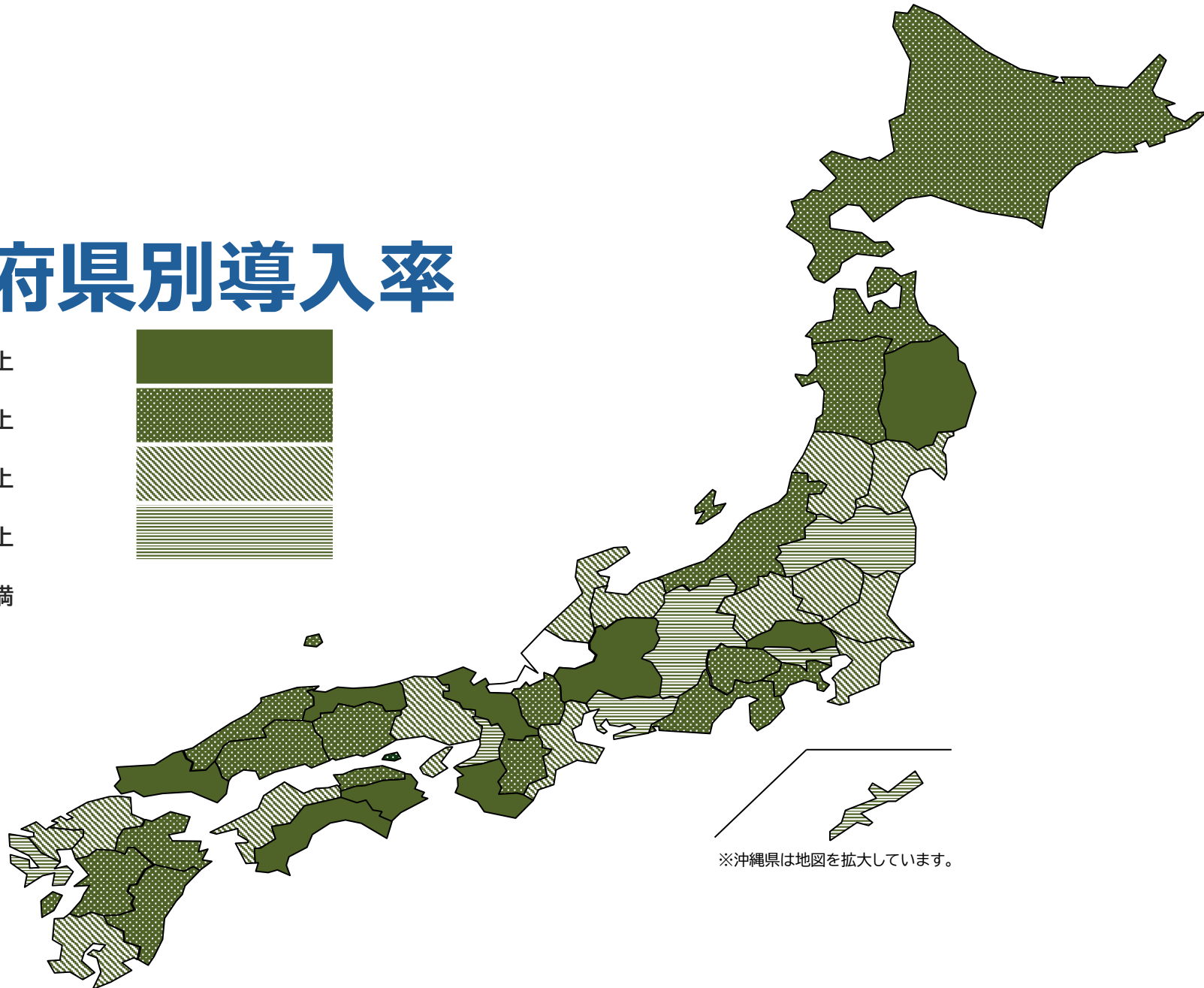
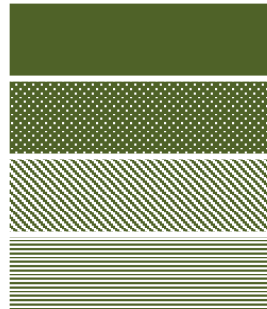
80%以上

60%以上

40%以上

20%以上

20%未満



※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入状況 -校種別導入校数の推移-

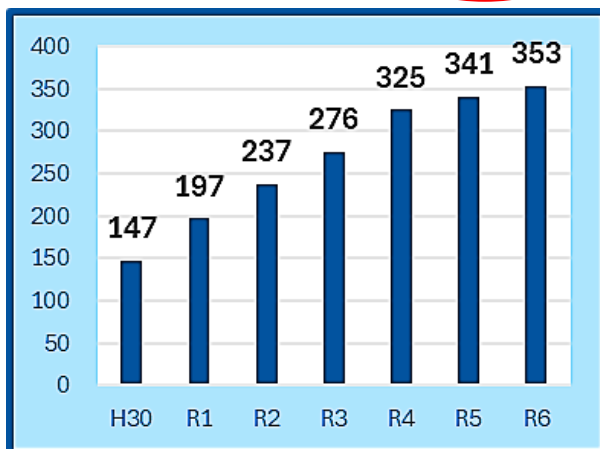
令和6年5月1日
時点

(文部科学省調べ)

幼稚園

353/2,258園

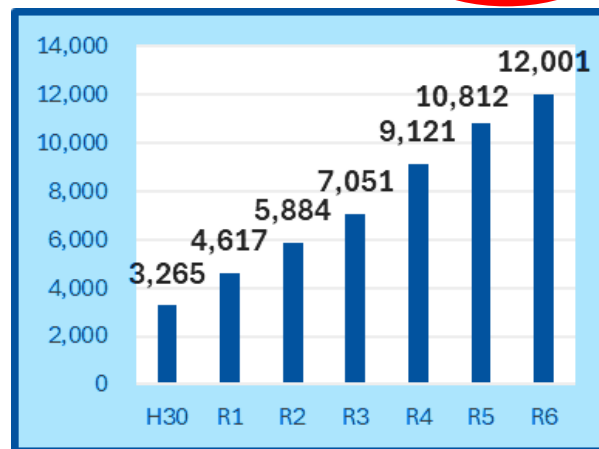
15.6%



小学校

12,001/18,291校

65.6%



中学校

5,761/8,951校

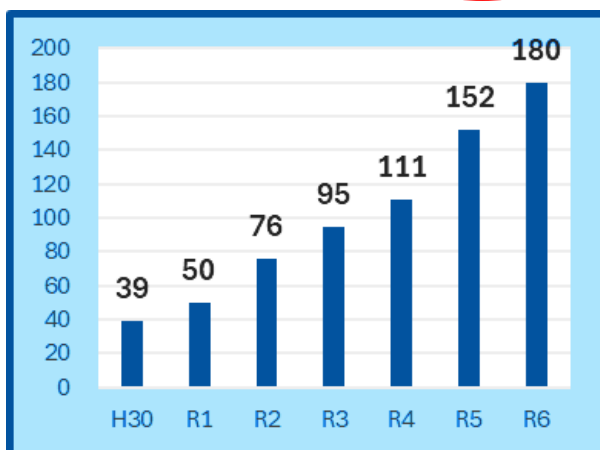
64.4%



義務教育学校

180/232校

77.6%

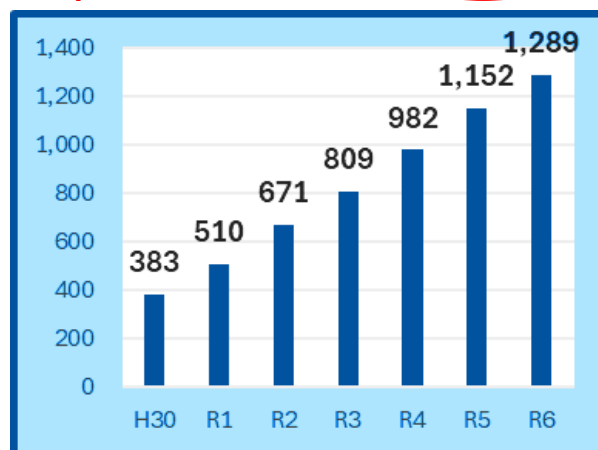


高等学校

(中等教育学校含む)

1,289/3,472校

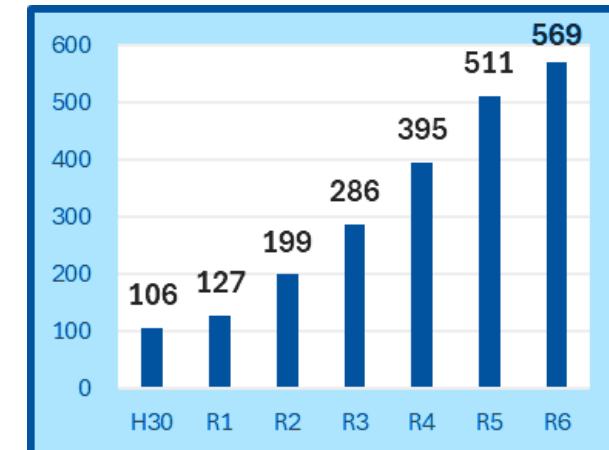
37.1%



特別支援学校

569/1,130校

50.4%

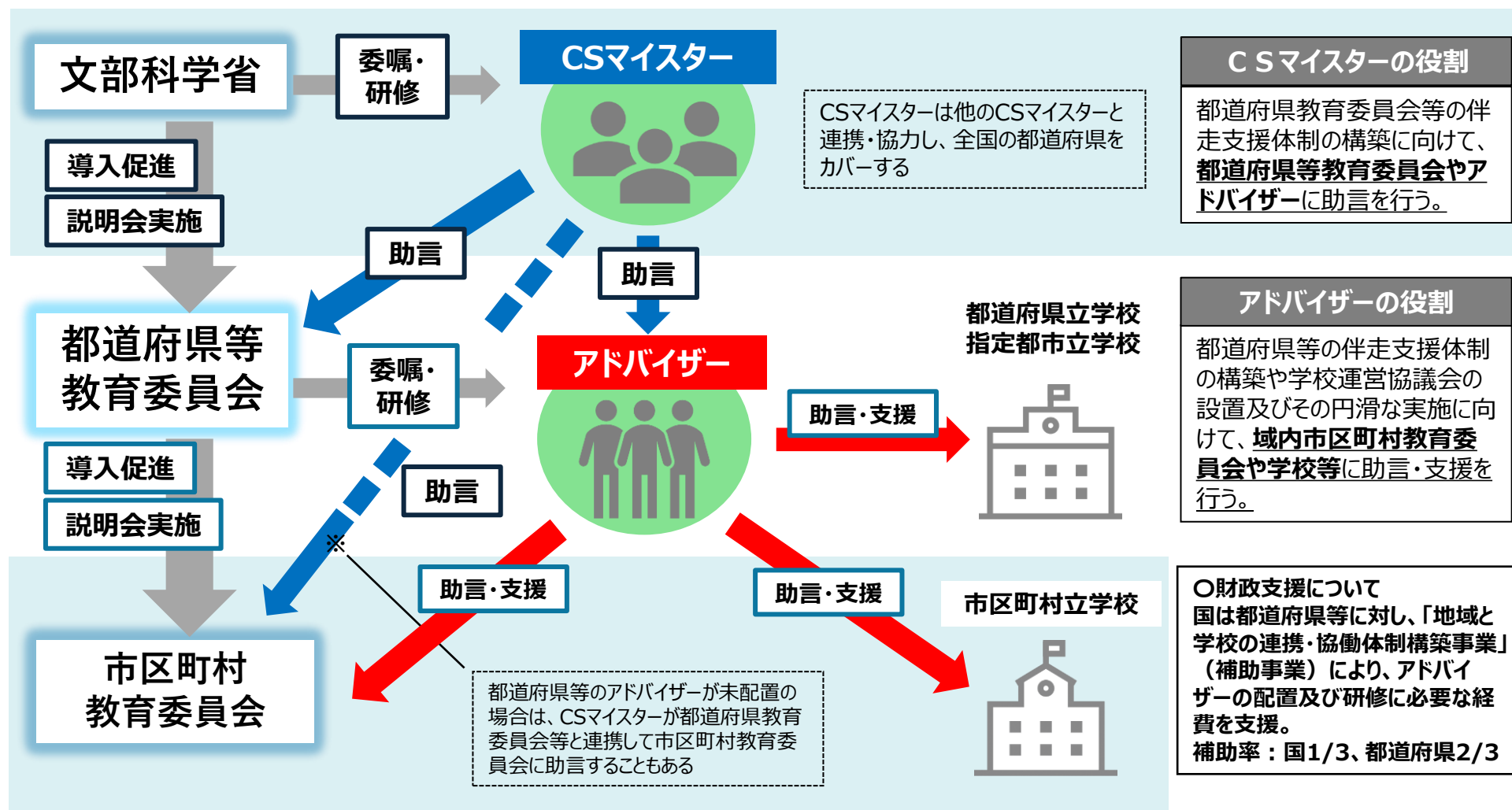


都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマイスターとアドバイザーの役割



政府重要文書におけるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

（質の高い公教育の再生）

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や部活動の地域展開・連携の全国実施を**加速する**とともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。**地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化**、キャリア教育やA I 活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やD X・A I・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、**学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。**

【事例】 鳥取県南部町 町ぐるみで若者の地元定着を図るコミュニティ・スクールの取組

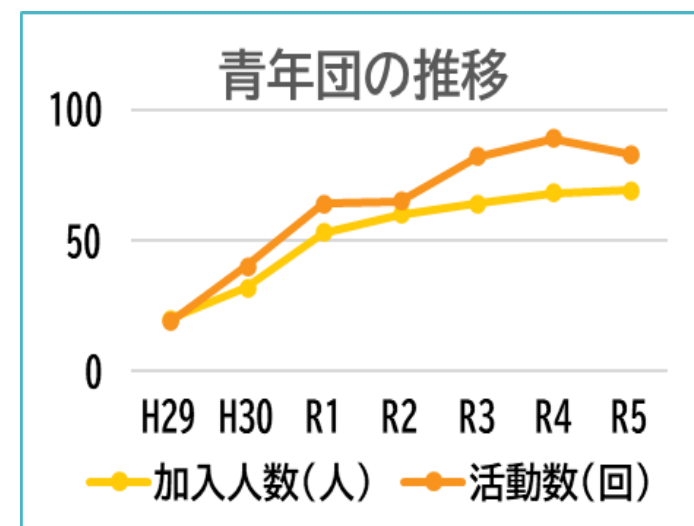
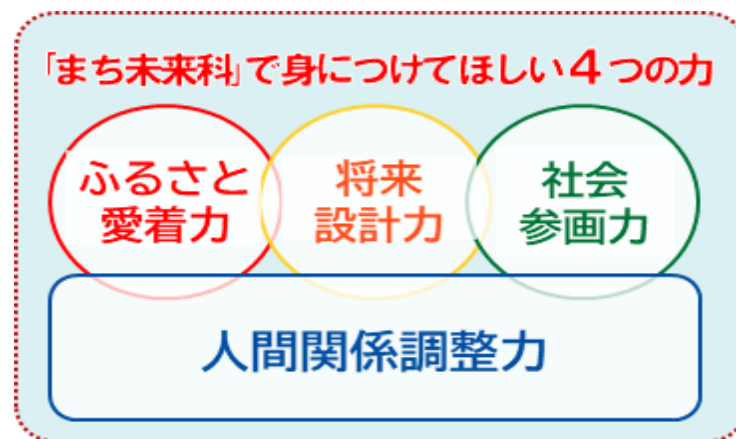
「地域とともに歩む学校づくり」による、町ぐるみでの若者の地元定着

取組概要

- 地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶ10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。
- 夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。

成果・効果

- ◆地域の**子供を地域全体で育てる意識**の醸成。
- ◆中学校卒業後も**継続して地域とつながる仕組み**として、**高校生サークルや青年団**を組織。



コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

背景・取組概要

おがのまち りょうかみ おがの みたがわ ながわか おがの
埼玉県小鹿野町(小鹿野町立両神小学校、小鹿野小学校、三田川小学校、長若小学校、小鹿野中学校)

学校運営協議会において、「**小鹿野町が目指す子どもの姿や学校の姿を実現するための地域参画**」というテーマのもと、年間を通して熟議を行っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

○薬師堂マーケットの取組

「かつてにぎやかな縁日や市が立っていた薬師堂を再現することで自分たちの住む地域を活性化させたい」という児童の思いに、檀家、同町地域おこし協力隊、企業・農家、町役場が全面協力した。当日の参加者は200人を越え、盛大な催しとなった。



○両神山登山

自然公園指導員や山岳救助隊員、小鹿野警察署、小鹿野町役場職員の協力のもと、児童の安全を確保しながら、地元の名峰であり**日本百名山に選定されている両神山**を登山することで、**郷土への誇りや愛着、地域とのつながりを深めることができる取組**を行っている。



成果・効果

【埼玉県学習状況調査・質問項目】

「今住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心を持っていますか」

→ **全ての学年が県の平均値を大きく上回った。**

	R 4		R 5	
	埼玉県	本校	埼玉県	本校
4 年	75.5	66.7	64.9	84.6
5 年	72.8	92.8	69.0	77.8
6 年	63.5	100.0	76.2	100.0

【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組(大分県立久住高原農業高校)

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1. 特色ある教育活動の展開
(経営計画、教育課程など)
2. 企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3. 全国募集などの定員確保に関する支援 等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表(CS委員)
所有の牧場でのインターン



大学准教授(CS委員)による
ウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品に
ついての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ
(野菜栽培方法の指導)



チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



①栽培計画を立案 → ②作物に適した農場づくり
→ ③農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おおいたと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

学校運営協議会委員

- ◎竹田市教育委員会教育長
- ・竹田市総務課長
- ・竹田市久住支所長
- ・地域代表
- ・企業代表
- ・大分県豊肥振興局局長
- 九州大学准教授
- ・近隣小中学校長
- ・地元農業関連企業代表
- ・地域農業法人代表
- ・同窓会長、PTA会長 等

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

産官学連携による
実践的な農業学習



地場企業、地域農業法人
見学会・就職説明会の開催



近隣大学

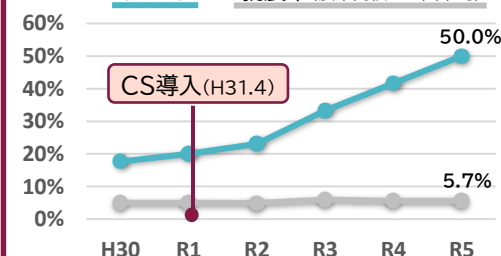
地場企業

行政

地元農業
法人

卒業生の進路(就農率)

就農率 就農率(農業高校の全国平均)



※就農率は就職者に対する就農者の割合

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

<戸田市立戸田南小学校の例>

- ◆ 学校における働き方改革に関するテーマについて、教職員を交えた拡大学校運営協議会での熟議を含め、継続的に取り組むなど重点的に取り組む。
- ◆ 学校運営協議会委員に授業見学、学校行事への参加等を積極的に案内するとともに、子供たちを交えた熟議の実施や、総合的な学習（PBL）の成果を学校運営協議会で発表する場の創設により、子供たちの学びや学習環境への理解を深めた。



教職員を交えた拡大学校運営協議会



地域住民による登校時の見守り

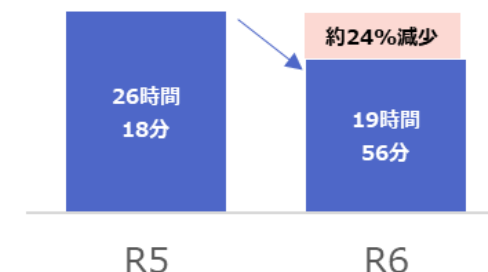
- ◆ 学校と家庭・地域の相互理解が促進され、信頼関係が構築。学校運営協議会での本音の議論、各取組の見直しや精選が可能となった。

➡ 入学当初の1年生の登校後や休み時間の見守りなどの生活支援の一部を地域の方へ依頼。

成果と今後の展望

- ◆ 市内の教職員の時間外在校等時間が減少。
- ◆ 戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆ 今後は、教育委員会の支援を学校の実情に応じて伴走することでさらに自走を促していく取組にシフト。

4～1月の時間外在校等時間平均ののグラフ
(戸田南小学校)



● 現行のガイドライン・手引(3種類)を統合

コミュニティ・スクール導入の準備、運営手法、
地域学校協働活動推進員の役割、自治体の伴走支援
等について解説した関係資料を1つの手引に整理。

(参考) 現行のガイドライン・手引等 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/guideline/>

● 近年の動向を踏まえた内容を追加

- ・学校における働き方改革(法改正を踏まえた内容)
- ・地域創生2.0基本構想
- ・放課後児童対策 等

★現在、改訂作業中

本年度中に、イラスト、記載等を整え、確定版を公表予定

表紙イメージ



暫定版(R7.8.2現在)の内容



【今後の方針】

導入率の地域間、学校種間の格差を勘案しながら、

- CSマイスターの派遣、地域学校協働活動推進員等の配置促進、研修¹⁹の充実など資質向上等への支援、全国フォーラムや優良事例の表彰などを実施することにより、
- 導入の加速化（**量の拡充**）を図るとともに、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など、活動の**質の向上・改善**を進める。必要に応じ**予算の補助要件を見直す**。